



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 丸一鋼管株式会社  
代 表 者 名 代表取締役会長兼 CEO 鈴木博之  
(コード番号 5463 東証 第 1 部)  
問 合 せ 先 総務部長 石松伸一  
(TEL 06-6531-0101)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 81 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員<sup>1</sup>の範囲が変更されたことから、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条（取締役の責任免除）および第36条（監査役の責任免除）の一部に所要の変更を行うものであります。なお、定款第28条の変更に关しましては各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる</u> 取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり)
2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
--	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

以 上